

あなたの運転は大丈夫？ /

# 自転車にも「青切符」が導入！

自転車利用者による一定の交通違反に、交通反則通告制度（青切符）が適用されます。自転車は道路交通法上、軽車両と位置付けられています。免許はなくてもドライバー。ルールを守って責任ある運転を！

**対象：16歳以上**

**適用開始：令和8年4月1日～**

## 交通反則通告制度って？

交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が処理されます。

## 青切符ってどんなもの？

反則行為となる事実要旨などが記載された違反者に交付される青色の用紙で、正式名称は「交通反則告知書」です。



## なぜ導入されたの？

令和6年中に発生した自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち4分の3は自転車側にも法令違反があります。青切符の導入により、自転車の交通ルール遵守を図ります。

## 主な違反と反則金

携帯電話使用運転(ながら運転)

反則金：12,000円



並進(横並び)走行

反則金：3,000円



右側通行(逆走)

反則金：6,000円



信号無視

反則金：6,000円



一時不停止

反則金：5,000円



イヤホン着用・傘差し運転

反則金：5,000円



## 正しい交通ルールを知ろう

警察庁ホームページでは、自転車の交通安全について、動画やイラストを使って分かりやすく解説しています。事故のない安全で安心な社会のために、まずは知ることから始めませんか。



詳細は▼

ルールを守るとは  
命を守ること！

問合せ 市庁舎本館3階 暮らし安心課 TEL0897-52-1284